

# 長崎高等技術専門校内弁当等販売事業者募集要項

## 1 目的

長崎高等技術専門校（以下「校」という）の訓練生及び職員の利便に資するため、校が提示する以下の諸条件の下、長崎高等技術専門校敷地内にて弁当等の販売を行う事業者を募集します。

## 2 募集内容

(1)販売場所(予定):長崎高等技術専門校敷地内の指定場所

（西彼杵郡長与町高田郷547番21）

・弁当販売事業者は、大会議室前

・キッチンカーは、職員駐車場

(2)使用料:無料

(3)募集事業者:5~10事業者(1日3事業者程度)

(4)販売期間:令和8年4月9日から令和9年3月12日まで(訓練休業日を除く)

(5)販売時間:12:00から13:00(準備時間は、11:40からとする。)

※販売事業者の希望により、16:30から17:00も可とする。

(この場合の準備時間は、16:10からとする。)

## 3 応募資格

次に掲げる要件①~⑤の全てを満たした者とします。

ただし、営業許可証に記載の代表者が同一の場合または住所が同一の場合は、いずれか1者のみ応募可能とします。

- ① 長崎県内の保健所の営業許可を取得している者
- ② 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと
- ③ 県税の未納がない者
- ④ 消費税及び地方消費税の未納がない者
- ⑤ 令和8年1月26日(月)に実施する現地説明会に参加すること

## 4 販売の条件

- ① 上記2の内容を遵守すること。
- ② 衛生管理に十分注意を払い、食中毒等の事故を防止すること。  
※事故等に関する責任は、すべて事業者が負うものとする。
- ③ 販売事業者は、原則として週1回以上販売を行うこととし、毎月10日までに翌月の販売予定日を校へ連絡すること。
- ④ 電源が必要な場合は、事業者において発電機等を準備すること。

- ⑤ 校内では大声を上げたり、過度の声かけは行わないこと。
- ⑥ 校内を汚した場合は、速やかに清掃すること。
- ⑦ 販売する弁当等には、必ず、食品表示法に基づく表示を貼付することとし、表示内容については、管轄する保健所に確認を行うこと。
- ⑧ 使用する弁当箱については、リサイクル製品など、環境は配慮したものを持�能な限り使用すること。

## 5 応募方法

以下の(1)の書類を(2)の提出先に(3)までに持参または郵送にて提出してください。

なお、(1)①応募申込書及び⑤販売希望日申出書(様式)については、(2)の場所もしくは長崎高等技術専門校のホームページから入手できます。

### (1) 提出書類

- ① 応募申込書 ※様式あり
- ② 長崎県内の保健所の営業許可証【写し】
- ③ 長崎県が発行する長崎県税に未納がないことの証明書  
【原本(発行後3ヶ月以内)】
- ④ 税務署が発行する消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書  
【原本(発行後3ヶ月以内)】
- ⑤ 販売希望日申出書 ※様式あり

### (2) 提出先

〒851-2127 西彼杵郡長与町高田郷547番21  
長崎県立長崎高等技術専門校 総務課  
TEL:095-887-5671  
FAX:095-813-5676

### (3) 申込期限:令和8年2月9日(月)17時必着

## 6 現地説明会

- ① 日 時:令和8年1月26日(月) 午前10時と午後2時の2回実施
- ② 場 所:長崎高等技術専門校大会議室
- ③ その他:現地説明会に参加されることが、応募資格となります。

## 7 募集要項に関する質問の受付

質問がある場合は、令和8年1月28日(水)16時までに上記5の提出先に別紙

質問書により提出してください。(FAX 可)

回答については、令和8年2月2日(月)に長崎高等技術専門校のホームページで公表します。

## 8 選定方法

- ① 募集事業者数を上回った場合は、抽選のうえ決定します。
- ② 抽選を行う場合は、対象者に抽選を行う旨を連絡します。  
抽選の日時と場所は次のとおりです。
  - 日時:令和8年2月16日(月)16時
  - 場所:長崎高等技術専門校大会議室
- ③ 募集事業者数を下回った場合、抽選において補欠がない場合等において、調整のうえ決定することがあります。
- ④ 事業者選定が抽選となった場合は、応募者ごとに順位付けを行います。10番目までを販売事業者として選定し、それ以降の順位応募者は補欠となります。なお、撤退事業者が出た場合は、補欠の順位が上位の者から順に販売事業者として選定します。

## 9 選定後の手続き

販売事業者として選定された場合、販売事業者には校敷地内での販売に係る許可申請を行っていただきます。

販売事業者として選定された後に、やむを得ない事情で校敷地内での弁当等販売から撤退する場合は、撤退する日の1ヶ月前までに書面(様式任意)にて申し出ること。

## 10 販売許可の取り消し

次に掲げる場合は、販売許可を取り消す場合があります。

- ① 上記4の販売条件に違反した場合
- ② 食品営業許可が、有効期限切れや取り消しとなった場合
- ③ 応募申込書及び誓約書等に虚偽の申し出、記載があった場合
- ④ 不正行為があったと県が認めた場合
- ⑤ 著しく社会的信用を損なう行為等により、販売の継続がふさわしくないと県が認めた場合

## 11 その他の参考事項

- ・校の職員は、概ね40名であること。
- ・訓練生は、概ね150名であること。